

令和5年5月18日

住居確保給付金の見直しの概要

1 支給対象者について

離職又は廃業により住居確保給付金を受給する場合の対象者について、離職又は廃業後2年以内であることを要件としているところ、当該期間に疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により、連続して30日以上求職活動ができなかった者については、当該事情により求職活動ができなかった日数を考慮することとする。

2 求職活動要件について

(1) 求職活動要件として、公共職業安定所への求職申込みを行うことを要件としているところ、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響下で講じた特例措置を恒久化し、公共職業安定所のほか地方公共団体又は地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う職業紹介事業者への求職申込みも可能とする。

(2) 離職・廃業と同程度まで収入が減少したことにより住居確保給付金を受給する者について、当該者が給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると都道府県等が認めるときは、申請日の属する月から3ヶ月間(最長6ヶ月間)に限り、当該取組を行うことをもって、求職活動要件である公共職業安定所等への求職申込みに代えることができることとする。

3 再支給について

(1) 住居確保給付金については、

① 支給が終了した後、解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合

② 規則第12条第2項に該当する場合(疾病又は負傷により規則第10条第5号に定める求職活動要件に該当しなくなった後、2年以内に規則第10条各号(第1号を除く。)の要件に該当するに至り、引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められる場合)

のいずれかの場合にのみ再支給を可能としているところ、これに加え、支給が終了した後、

③ 事業を行う個人が当該事業を廃止した場合(当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く。)

④ 個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらず離職・廃業と同程度まで収入が減少した場合

についても再支を可能とする。

ただし、①③④の場合においては、支給終了後1年の間は同給付金の支給を行わないこととする。

(2) 最後に給付金の支給を申請した日が令和6年3月31日以前である者であって、上記①の場合に該当する者については、当該支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過するまでの間は、支給終了後1年の間は再支給を行わない取扱いの例外とする経過措置をおく。

4 職業訓練受講給付金との併給について

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響下で講じた特例措置を恒久化し、職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給を可能とする。

5 収入算定について

児童扶養手当、児童手当等の特定の目的のために支給されている手当等を収入算定から除外する。